

港区エンディングプラン

登録事業

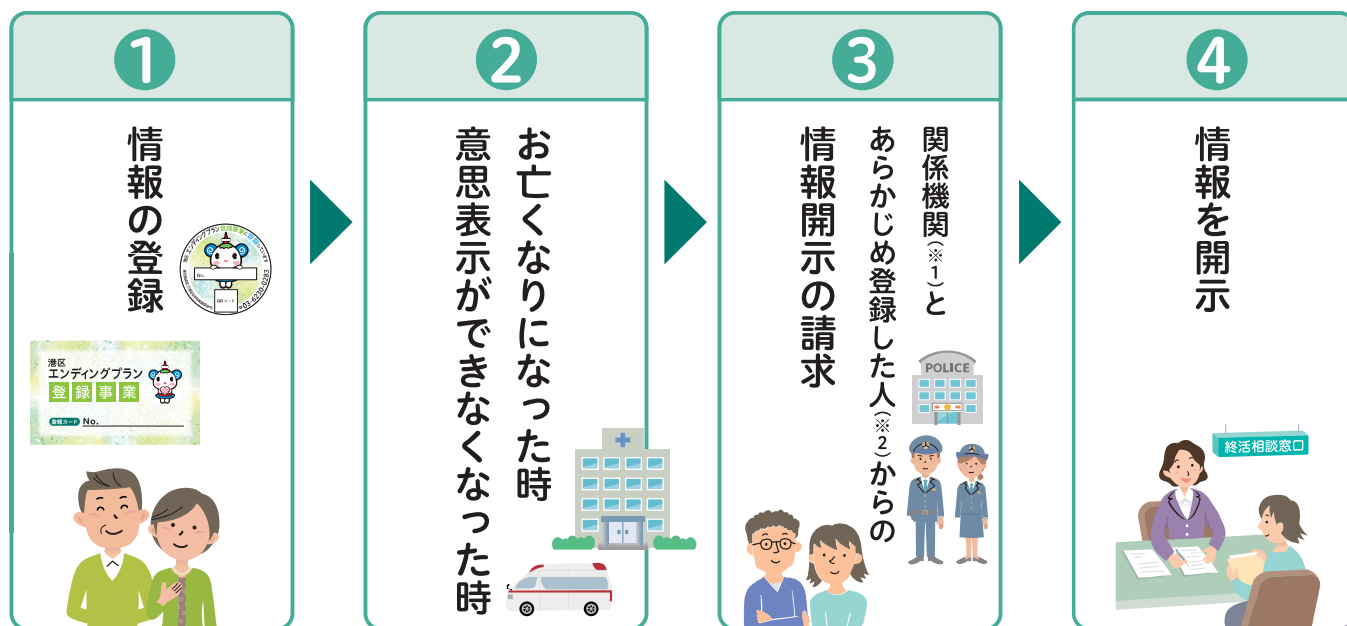


地域で 自分らしく 安心して 生活が送れるように…

港区では、自分の意思に沿った将来の生活と終末期に備えられるようにするため、「港区エンディングプラン登録事業」を実施しています。

緊急連絡先や終活情報を登録することで、病気や事故等で意思表示ができなくなった時やお亡くなりになった時、あらかじめ指定した人に情報を伝えることができます。

情報提供の流れ



（※1）警察署、消防署および医療機関 （※2）照会可能として登録された人および遺言保管場所の指定照会対象となる人

★詳しくは裏面をご覧ください➡

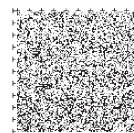
エンディングノート

港区独自のエンディングノートを配布しています。

エンディングノートは、終活相談窓口（港区社会福祉協議会内）ホームページからもダウンロードができます。



音声コード掲載
(Uni-voice)



港 区



もしものときのために 終活情報を登録しましょう!!

登録費用
無料

登録内容

- ◆緊急連絡先 (※)
- ◆本籍、筆頭者
- ◆かかりつけ医療機関
- ◆リビングウィルの保管場所
- ◆エンディングノートの保管場所
- ◆献体登録先
- ◆ペットの預け先 (※)
- ◆死後事務委任契約や終活にかかる生前契約等
- ◆遺言書の保管場所等

(※については登録同意書を提出してください)

登録対象者
区内に住民登録のある
18歳以上の人

自分の思いを
実現するために
あらかじめ登録をした
開示先(警察署、消防署、
医療機関、親族・友人等)からの
問い合わせに応じて、
情報をお知らせします

登録票の配布場所

終活相談窓口・各地区総合支所区民課・
各地区高齢者相談センター等

<配布しているもの>

- 登録票
- エンディングノート

登録の方法

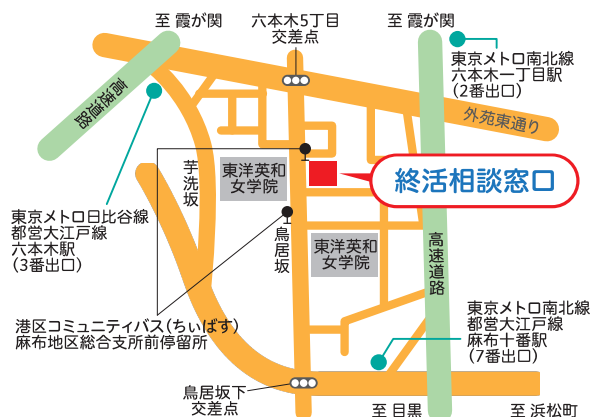
受付時に本人確認等が必要なため、
ご連絡の上ご来所ください。
登録票の提出は郵送不可です。
来所が難しい方はご相談ください。

登録の廃止

- 登録廃止届出書の提出があったとき
- 登録者が区外に転出したとき

登録場所

終活相談窓口 (港区社会福祉協議会内)



月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

登録に必要なもの

- ・登録票
- ・本人確認書類
- ・登録同意書

書き方が不明な方は、終活相談窓口にご相談ください。



問い合わせ

終活相談窓口 (港区社会福祉協議会内)

〒106-0032 東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

TEL **03-6230-0283**

FAX **03-6230-0285**

詳しくは
こちらから→

